

荒病総第 381 号

荒尾市病院事業給食業務委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、荒尾市病院事業プロポーザル方式事業者選定実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき公告します。

平成 29 年 10 月 2 日

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海  
(公印省略)

### 荒尾市病院事業給食業務委託公募型プロポーザル実施要領

#### 1. 目的

本要領は、「荒尾市病院事業給食業務」を委託する委託先の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

#### 2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 「荒尾市病院事業給食業務」
- (2) 業務内容 「荒尾市病院事業給食業務委託に係る仕様書」を基準とする。
- (3) 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで (3 か年間)  
※ ただし、平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、現受託業者による引継ぎを受けるとともに、業務受託に向けた諸準備を行うこと。
- (4) 実施場所 荒尾市民病院

#### 3. 委託料見積りの条件

委託料の見積りは、給食業務委託見積書【様式 3】に記入すること。

- (1) 委託料は、給食業務委託見積書の合計額をもって比較額とする。
- (2) 年間における固定した管理料(税抜き)には、人件費、福利厚生費、保険衛生費、管理費、その他経費等により見積もること。
- (3) 年間における変動する食材費(税抜き)は、別紙食種表にある食数毎に朝食、昼食、夕食毎に、1 食あたりの単価を見積もり、食材費を算出すること。
- (4) 患者食の食材費は、朝食、昼食、夕食をそれぞれ 1 食当たりの単価を合算した 1 日当たりの単価が 710 円(税抜き)を上限とする。

#### 4. スケジュール

- (1) 公表及び資料配布開始 平成 29 年 10 月 2 日(月) 13 時～
- (2) 説明会(現地見学会) 平成 29 年 10 月 16 日(月) 13 時～

- |                    |                                       |
|--------------------|---------------------------------------|
| (3) 質問受付           | 平成 29 年 10 月 17 日(火)から 10 月 23 日(月)まで |
| (4) 参加資格確認申請書受付    | 平成 29 年 10 月 17 日(火)から 10 月 25 日(水)まで |
| (5) 質問回答           | 平成 29 年 10 月 25 日(水)                  |
| (6) 参加資格の審査        | 平成 29 年 10 月 26 日(木)                  |
| (7) 企画提案書の提出       | 平成 29 年 11 月 1 日(水)から 11 月 8 日(水)まで   |
| (8) プレゼンテーション審査の実施 | 平成 29 年 11 月 13 日(月) 14 時～            |
| (9) 審査結果通知         | 平成 29 年 11 月 17 日(金)                  |
| (10) 業務引継開始        | 平成 29 年 12 月 1 日(金) ～                 |

## 5. 本プロポーザブルへの参加資格

申請者は、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 荒尾市から指名停止を現に受けている者でないこと。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 参加申請書の提出時点で、本院と同程度の診療科目を有し、一般病床数が 200 床以上の病院において、患者給食業務(献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう)の受託実績を、継続して 3 年以上有する者であること。
- (7) 社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、または同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (8) 給食業務にかかる医療関連サービスマーク認定業者であるか、または医療法第 15 条の 2 の業務委託基準に適合する者であることを証明できる者であること。

## 6. 説明会及び現地見学会の実施について

- (1) 開催日時 平成 29 年 10 月 16 日(月)13 時から  
(説明会終了後、現地見学を実施)
- (2) 開催場所 荒尾市民病院地域医療研修センター
- (3) 申込受付期間 平成 29 年 10 月 12 日(木)12 時まで

- (4) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾2600番地  
荒尾市民病院総務課施設係
- (5) 提出方法 説明会参加申込書【様式1】の郵送、持参、FAXによる提出  
FAX 番号 0968-63-1189

## 7. 資料等の配付について

### (1) 配付資料

- ・ 説明会参加申込書【様式1】
- ・ 荒尾市病院事業給食業務企画提案書提出要領
- ・ 荒尾市病院事業給食業務委託仕様書
- ・ 業務分担表
- ・ 経費負担区分表
- ・ 給食関係帳票類
- ・ 荒尾市民病院栄養基準
- ・ 調理設備・機器一覧表
- ・ 調理機器配置図
- ・ 荒尾市病院事業給食等業務概要
- ・ 食数表(平成29年6, 7, 8月分)
- ・ 参加資格確認申請書【様式2】
- ・ 給食業務委託見積書【様式3】
- ・ 見積内訳書【様式3-2】
- ・ 質問書【様式4】
- ・ 給食業務委託契約にかかる企画提案辞退届【様式5】

### (2) 配付期間

平成29年10月2日から10月16日まで

## 8. 企画提案書等の提出について

企画提案書等の提出については、次のとおりとする。

なお、企画提案書の内容等詳細については、「荒尾市病院事業給食業務企画提案書提出要領」に基づくものとする。

- (1) 受付期間 平成29年11月8日(水)16時00分まで
- (2) 受付時間 平日勤務日の8時30分から17時15分まで(但し、11月8日は16時までとする。)
- (3) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾2600番地  
荒尾市民病院総務課施設係

- (4) 提出方法 企画提案書等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。  
郵送の場合は、受付期間中(最終日は 16 時まで)に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (5) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者の負担とする。
- (6) 留意事項
- ① 申請書類の著作権は申請者に帰属させる。但し、委託先に選定された申請者の申請書類については、荒尾市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
  - ② 申請を辞退する場合には、速やかに辞退届(様式 5)を提出すること。
  - ③ 提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
  - ④ 提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
  - ⑤ 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。但し、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
  - ⑥ 荒尾市が必要と認める場合には追加資料の提出を求められることがある。
  - ⑦ 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

## 9. 質問の受付及び回答

実施要領等についての質問を次のとおり受け、参加意向を示した全業者に対して回答します。但し、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請書の権利、競争上の地位その他正当の利益を害するおそれがあるものについては回答はしないことを当該業者に伝える。

- (1) 受付期間 平成 29 年 10 月 17 日(火)から 10 月 23 日(月)17 時 15 分まで
- (2) 提出様式 様式 4 質問書
- (3) 提出場所 〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地  
荒尾市民病院総務課施設係
- (4) 提出方法 質問書の郵送、持参、FAX による提出
- (5) FAX 番号 0968-63-1189
- (6) 回答日 平成 29 年 10 月 25 日(水)

## 10. 企画提案書の審査

- (1) 審査方法 書類審査及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査により行う。
- (2) 審査日 平成 29 年 11 月 13 日(月)

- (3) 会場等 会場、時間その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) 説明時間 プレゼンテーションの時間は1社20分以内とする。
- (5) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

## 1.1. 審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

### (1) 各取組内容について

- ① 給食業務に関する基本的な考え方について
  - ・治療食としての病院給食に対する基本的な考え方
  - ・給食業務の運営方針
- ② 患者満足度の向上について
  - ・患者に満足を得られる食事の提供についての考え方
  - ・患者からの食事のクレームに対する分析と対処
- ③ 安全衛生管理体制について
  - ・安全な食事の提供に向けた衛生管理、設備管理に関する取組み
- ④ 業務運営体制について
  - ・受託準備体制、引継ぎ
  - ・移行計画
  - ・人員配置、組織管理、組織運営、従事者の処遇についての考え方
- ⑤ 危機管理体制について
  - ・食中毒の予防や食品事故の防止についての取組みと発生時の対応
  - ・地震等の災害など不測の事態への対策
- ⑥ 従事者の育成について
  - ・教育、研修など従事者の育成に関する基本的な考え方と取組内容
- ⑦ その他委託業務に係る独自の提案事項等について
- ⑧ 委託料見積書について
  - ・業務の受託に要する経費見込み、委託料の積算単価

### (2) 組織体制について

- ・会社の概要、事業規模、同種の内容、規模における業務実績

## 1.2. 審査員

6～7名程度を予定している。

## 1.3. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査員が審査基準に基づき、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査の

結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

#### 1 4. 契約の締結

荒尾市病院事業管理者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、契約を締結する。

#### 1 5. その他

##### (1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

###### ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、荒尾市病院事業病院は契約を解除できる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

###### イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

##### (2) 他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、荒尾市病院事業管理者と受託者は誠意をもって協議する。

#### 1 6. 問合せ先

荒尾市民病院総務課施設係 担当者：永井

TEL 0968-63-1115 FAX 0968-63-1189

E-mail : kazunori.28835@city.arao.lg.jp